

【10月・11月の行事】

- 10 / 1 第7回 司法面接研究会 (道児相・札幌児相)
- 10 / 4, 5 司法面接研修 第1クール1回目 (道児相・札幌児相)
- 10 / 10, 11 JST「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域合宿
- 10 / 12 川崎市子ども家庭センター研修
- 10 / 15 事実確認面接研修フォローアップ (日本子ども家庭総合研究所と共同: 奈良)
- 10 / 16, 17 法と心理学会第11回大会 (立命館大学)
- 10 / 18, 19 事実確認面接研修フォローアップ (日本子ども家庭総合研究所と共同: 東京)
- 10 / 20 事実確認面接研修フォローアップ (日本子ども家庭総合研究所と共同: 静岡)
- 11 / 8, 9 司法面接研修 第1クール2回目 (道児相・札幌児相)
- 11 / 14 性教育研究会 (東京)
- 11 / 27-28 日本子ども虐待防止学会 第16回 学術集会 (熊本)

【8月・9月の行事報告】

8 / 17 - 19

事実確認面接研修 (日本子ども家庭総合研究所)

日本子ども家庭総合研究所との共催で、事実確認面接研修を行いました。児童相談所や家庭センター職員の方々35名が参加されました。室員もお手伝いのため参加しましたが、東京の暑さには完全にお手上げでした。研修者の皆さんは、暑さをものともせず、ロールプレイ、面接の振り返り、講義に取り組んでおられました。

8 / 22 - 27

コーナーハウス RATAC 研修 (アメリカ)

ミネソタ州ミネアポリス市のコーナーハウスで仲が、RATACの研修を受けました。RATACはR(apport), A(natomical identificaton), T(ouch Inquiry), A(buse scenario), C(losure)から成る面接法で、NICHDとともにアメリカで広く用いられています。ドールやダイアグラム(絵)を用いるところはNICHDと異なりますが、子どもから情報を得る基本は同じです(神奈川県で研修も行われているそうです)。「アメリカでも最近、種々の面接法の連絡協議会ができた。協働が重要!」という職員らの言葉が印象的でした。

9 / 5

加藤治子先生講演会 (北大)

「司法面接と性虐待被害例の検討」と題し、当プロジェク

トの主催で阪南中央病院産婦人科医師、加藤治子先生の講演会を開催いたしました。加藤先生は、大阪で性暴力救援センター(SACHICO)の代表として活躍されています。このセンターは、産婦人科医やカウンセラー、弁護士、小児科医、看護師などが支援メンバーとして加わり、24時間態勢で性暴力にあった被害女性を救援されています。講演会には、児童相談所の先生方をはじめ、沢山の方々にお越しいただきました。

9 / 20 - 22

日本心理学会第74回大会 (大阪大学)

大阪大学で日本心理学会第74回大会が開催されました。本プロジェクトから、仲、栗田、上宮が参加し、研究発表を行いました。会場では、研修に参加頂いた児童相談所の先生方やJSTの他のプロジェクトの方々が発表されており、学術面での交流を行うことができました。

9 / 28 - 30

Forensic Interview Training (NICHD : 北大)

The Salt Lake County Children's Justice CenterのHeather氏とTravis氏をお招き、NICHDに関する研修を北海道大学で行いました。この研修は、研修者の一般募集を行わず、プロジェクト室員を中心とし、少人数で実施されました。英語でのロールプレイを交えながらNICHDガイドラインの使い方を実践的に学びました。

私と司法面接

「私と司法面接」のコーナーでは、司法面接に携わっておられる実務家の先生方や研究者に、司法面接をテーマに簡単なエッセイを書いていただいております。司法面接に携わっておられる人の数だけ、司法面接に関する考え方、信念、経験があるという意味を込めて、タイトルを虹色にしてみました。

私と司法面接

札幌市精神保健福祉センター 緑川 由紀

数年前のことだったと思います。中野先生に、「性被害の勉強会をやらない？」と誘われたのは。断る訳はありません。私は少し年上の一風変わった女性に飛び切り弱いのですから。仲先生もまたそういった方でした。こうした女性に出合える機会はそうないからです。

もうひとつあります。私は痴漢被害に遭うようなタマではありませんが、中学時代に露出者に遭遇しています。その時にはまさに何もできなかった。タクシー運転手のその中年男性は、私の前後ひょっとして数人に同じことをしたに違いありません。「私の前」の件は仕方がない。しかし私が何もしなかったために、小学生が被害に遭ったかもしれない。その日私は何事も無かったかのように家に帰り、母にも誰にも話すことはありませんでした。誰にも言うことができなかった。そして、封印したい記憶であるのに、汚らしい情景は重ね重ね甦り、今も尚関連する話題を耳にすると即座に甦るのです。赤の他人による被害であり、手を触れられた訳ではない、なのに村上春樹の文句を借用すると、それ以降私の何かが「損なわれている」と感じる。侵入する記憶が、或いは無意識のうちに人生の何かを避けるという変化を私に及ぼし、しかし私自身は何を避けているのか永遠に気付くことができないのかもしれない。麻痺と凍結の存在にはうすうす気付いていた。



長い間放置してきた記憶ですが、中立的な面接者であろうとする取り組みの中でこの体験がどう影響するか、興味のあるところです。

今、に戻ります。現在私が仕事で面接を行っている殆どの方は、ひきこもりの方です。おしゃべりな方もいらっしゃいますが、寡言な方も多くどうしても、「ひょっとしてそれはこういうこと？」と司法面接ではNGの発言をしてしまう。「私のあの質問に対しては、答えがなかなか返ってこなかった」という所見でいいじゃないか、言葉として返って来る事ばかりなぜ求める？自制が必要です。

Forensic Interviewの目的と日本での使われ方について

日本子ども家庭総合研究所：山本恒雄

本プロジェクトが始まって早2年になります。今回、2周年という節目の時期に第7号を配信するにあたり、『事実確認面接研修』と一緒にさせていただいている、日本子ども家庭総合研究所の山本恒雄先生より、日本での司法面接の使われ方についてのご意見をいただきました。

最近、児童福祉分野、司法分野を中心に forensic interview についての関心が高まっています。それはとても望ましいことですが、それにつれて forensic interview の目的と使われ方について若干の整理と確認の必要性を感じています。欧米では刑事・民事の裁判所がコントロールしている制度において forensic interview が実施されていますが、そうした環境が未整備な状態で技術だけが先に導入されつつある日本では forensic interview が単なる技術・道具として独り歩きし、過剰期待や濫用にさらされる危険性が増しています。

forensic interview は子どもに何らかの法的手続きが取られるときに、その法的手続きの責任機関において、子どもから、法的な客観性・公平性を確保して話を聴くための面接法です。幼い子どもからも法的な客観性を確保しつつ事情聴取するために開発された技術ですが、子どもが話すことの法的客観性を確保することと、子どもの話の内容についてその真実性を審査したり確認したりすることは別の事柄です。ましてや子どもから他の方法では聴き出せないような真実を聞き出すために開発された技法ではありません。

forensic interview は臨床的な援助とは異なる侵襲性の強い事情聴取で、刑事捜査における事情聴取にも連続性をもつ事実調査面接です。それ故、児童福祉領域では親権者に対して子どもの安全の判断や身柄の分離保護、再被害の阻止のための行政行為の判断根拠を示す必要がある場合にのみ、「被害確認面接」として実施することを必須とし、またそれが forensic interview 実施を正当化する条件と考えてきました。また forensic interview で得られた情報は上記の目的以外には提供されないという考え方も整理しつつあります。このように法的な判断・手続きとセットになったところでしか、子どもへの侵襲性の強い forensic interview の実施は正当化されないと考えます。

こうした観点から、forensic interview 実施に関する倫理的ガイドラインを実務的に用意する必要がある

と考えられます。ガイドラインには以下の3点を含む必要があると考えます。

1) forensic interview は、以下の責任機関による明確な法的手続き・対応判断の為に、かつその実効性が見込まれる場合に限ってその実施が正当化される。

①児童福祉法上の一時保護や措置権限の行使の判断に際して子どもの安全の判断、再被害の阻止に関して子どもからの事情聴取を必要とする時。

②刑事捜査、刑事裁判に関する警察・検察・裁判所の判断・依頼によって、事実の解明、被害者の申立ての法的な事実性の確保、加害事実の究明、加害者の追及のために必要とする時。

③民事裁判において裁判所の判断・依頼として民事鑑定依頼として要請される時。

2) 先行する他の対応において既に当該事実についての forensic interview が実施された、あるいは実施される別の予定がある、あるいは経過の中で様々な子どもへの面接、治療等の働きかけによって法的立証性に関する情報汚染、暗示・誘導・教唆・強要・報酬・交渉その他の情報操作、ファンタジーの混入・進展が既に子どもに生じている形跡・危険性がある場合には、forensic interview は子どもに無用の侵害・混乱を引き起こす危険性が高く、実施すべきでない。

3) 何らかの法的手続きがまだ取られず、責任機関、有効性、目的、情報管理の範囲が明確でない状況で、単なる事実確認のために forensic interview を実施することは面接の濫用の危険性を犯している。関係者の利害や心証判断のために子どもに forensic interview を実施すべきではない。

以上の要件は最低限の必要項目として考えられます。児童福祉領域に関しては別に forensic interview の実施が正当化される要件の整理を早急に行いたいと考えています。

機材日記

2. 司法面接での機材トラブル

司法面接支援室で行った司法面接での機材などに関連するトラブル例を紹介します。幸い、致命的なトラブルはありませんが、ヒヤッとした事は何度かあります。

フレーム・アウト

子どもが動き回って、ビデオの画面の外に行っていました。子どもが幼児の場合には、ほぼ毎回起きます。観察室からビデオカメラを動かす事が可能な装置を用いて、子どもの動きを追尾した事もありました。子どもの様子は途切れる事無く追尾できたのですが、カメラを動かすモーターの音に子どもが興味を示してしまいました。

★面接の際には、2台のビデオカメラを用いています。1台は主に子どもの表情を撮影（近景）し、もう1台は子どもの動きや部屋の様子を撮影（遠景）します。遠景用ビデオカメラにはワイドコンバージョンレンズ（広角レンズ）は必須です。

無線トラブル

ビデオカメラの外部マイクと面接室から観察室への映像信号の伝達に暗号化無線を用いています。

近景ビデオカメラの無線マイクとの通信が乱れ、音声途切れがちになった事がありました。観察室での観察が不適切になりかけましたが、観察する対象を遠景ビデオのに切り替えて何とか過ごしました。

面接室から観察室への映像信号が2秒ほど途切れた事がありました。建物の工事を行っていたため、一瞬の停電が起きたのかもしれませんが。

★無線が不安定と想像される場合には、有線で結線しています。無線も有線も失敗した場合に備えて、ICレコーダでの録音も必ず行っています。

隠してあった玩具に気がつく

面接専用の部屋を用いることができないので、他の目的の部屋を面接に用いるのがほとんどです。部屋によっては、玩具などの子どもが興味を持ちそうな物が置いている場合もあります。他の部屋に移動する対処

ができない場合には、模造紙などで隠します。

面接の途中に、模造紙のわずかな隙間から玩具を発見されてしまい、子どもの興味が玩具に移ってしまった事がありました。

マイクやICレコーダをなめる・かじる

子どもの目の前には、マイクやICレコーダが置かれています。これらをなめったり、かじったりされた事があります。スイッチだけは切れないで...と祈るだけでした。

■ワイドコンバータレンズ

現在の民生用のビデオカメラは、運動会で子どもを大きく写すために望遠側の能力は優れています。それに引き換え、広角側の能力はあまり優れていません。より広い画角で撮影するためのワイドコンバータ（コンバージョン）レンズを、ほとんどのビデオカメラのメーカーは用意しています。

■パーマセルテープ

撮影時に重宝する粘着テープです。特殊なノリを使っているため、はがした時にノリ跡が残りません。玩具や配線を隠すのに重宝します。また、遮光性が高く、光を反射しにくいので、ビデオカメラに写り込みがある場合の対策にも使えます。ただし値段はガムテープの10倍くらいします。大きなカメラ店で扱っています。



司法面接に出かけると機材でこのような感じになります

（室員 武田 知明）

研究通信



「研究通信」のコーナーでは、支援室の室員、仲研究の院生を中心に、司法面接に関連する学術研究を簡単にご紹介していきます。

面接者の行動の違いが、被面接者の回答の変化に影響する？

McGroarty, A., & Baxter, J. S. (2009). Interviewer behaviour, interviewee self-esteem and response change in simulated forensic interviews. *Personality and Individual Differences*, 47, 642-646.

面接者の行動・態度の違いが、被面接者の回答の一貫性に影響を与えることが示されています。Bainら(2000)は、面接者が“友好的な”態度である場合に比べ、“厳しい”態度のときは、質問の際に被面接者が回答を変えることが多いと述べています。司法面接でも、面接者が自らの態度を適切に制御できないと、被面接者の証言に影響を与えてしまうかもしれません。

また、被面接者の自尊心の強さは、被暗示性(暗示へのかかりやすさ)の強さと関連しているといわれています。

Gudjonssonら(1986)は、自尊心の低い被面接者は、自尊心の高い被面接者に比べて、面接者に否定的な態度を示されると、より回答を変化させやすいと述べています。

本研究では、“面接者の態度”、“被面接者の自尊心の強さ”と“回答の変化”の関連性を調べました。

方法

【面接者】 49歳の男性が面接を行いました。

【被面接者】 (Rosenberg Self-Esteem Scale: 自尊心の強さを測定する尺度を基に) 自尊心の高い大学生42名と、低い大学生41名。それぞれの約半数が友好条件に、残りが無愛想条件に割り当てられました。

【手続き】 被面接者は個別にビデオ(窃盗事件のシーン)を見たあとで友好条件か、無愛想条件で面接を受けました。

1) 友好条件: 面接者は笑顔で対応し、どんな会話にも友好的でした。姿勢は、いすの背もたれに寄りかかり、被面接者との距離を保ちました。

2) 無愛想条件: ラポールを築かず、最低限の回答しかしませんでした。姿勢は、机の方に前かがみになり、被面接者との距離をつめました。

面接では、ビデオの内容について質問(オープン7問、クローズ22問)を受けました。そして、一度、全ての質問に回答し終わったあと、両条件とも、面接者は「他の人はもっとよく覚えているようだ」と否定的な対応をし、被面接者に再度、それぞれの質問へ回答するように求めました。

最後に、面接に対する10項目の評価が5件法で行われました(ex. 課題の難しさ: 1. 全く難しくない~5. とても難しい)。

結果と考察

まず、面接者の態度の影響についてです。各質問への回答成績に関して、オープン質問への回答成績は条件間で差がありませんでしたが、クローズ質問への回答成績は、友好条件よりも無愛想条件の方がよかったといえます。友好的な面接官には、参加者が迎合してしまったかもしれません。また、無愛想にすることで、被面接者の集中が高まったのかもしれませんが、これは、無愛想な態度を取ることで、「課題をしっかり行うように」という厳しさを示しているのだと被面接者が感じたからかもしれません。

しかし、否定的な対応後の回答の変化率は無愛想条件の方が高かったといえます。したがって、無愛想な態度でこのような対応を行うことで、被面接者の不安を増大させ、“正解”の回答が“不正解”へと変化してしまうのを促すともいえます。

次に、自尊心の影響についてです。オープン質問への回答成績は、自尊心の高い人の方がよかったといえます。これは、自尊心の高い参加者の方が、課題に対して積極的、また、競争的であった可能性があるからです。一方、クローズ質問への回答成績には差がなく、否定的な対応後の回答の変化率にも差がありませんでした。

最後に、この研究での“面接者の態度”は、現実場面とは異なり、極端すぎるなどの問題点もあるかもしれません。しかし、面接者の態度が及ぼす“よい影響”と“悪い影響”の両方を考慮に入れて、適切な態度で面接を行うことが大切であると思います。

論文紹介者

杉野 佑太 (すぎの ゆうた)

2008年 北海道大学文学部 卒業

2010年 北海道大学大学院文学研究科 修士課程修了

2010年 北海道大学大学院文学研究科 博士課程入学

声の記憶(話者の再認、同定)をテーマに、研究をしています。